

りっぷる

R I P P L E

「りっぷる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

特集

子どもの虐待問題を考える



最優秀賞

田淵御名子さん
たぶちみ なこ
浜田市立第二中学校三年

平成16年度人権啓発ポスター 中学校の部

《評》

思春期と真ん中の中学生。周りにいる人(家族、友だち、先生などに素直になれない自分。人間の複雑さに不安を感じる年頃です。そうした思いを素直に表現した作品だと思います。

人権・同和教育の視点から「児童

「生徒たちに、児童虐待が提起する問題について、その社会的な背景なども含めて、語っていただけませんか。対象は卒業予定の3年生全員ですが、人権・同和教育の視点でもって特別授業としてお願いしたいのですが…」正月明け早々、私は県立益田産業高校3年部の訪問を受け、こう依頼されました。

「児童虐待」については増え続けるばかりでしたが、数年前には全国の児童相談所の統計上も落ち着きを見せ始め、ほぼ横ばい状態になったかに思われました。ところが、ここに来て再び急上昇に転じつつあります。「児童虐待」そのものが跡を絶たないということはもちろんですが、平成16年10月1日に改正・施行された「児童虐待の防止等に関する法律（＝児童虐待防止法）」によって広く国民に通告義務が課せられたことが、全体の件数を押し上げることに繋がっていると考えられます。

5月中旬に、これも「児童福祉法」の改正に伴って義務付けられた全国の児童相談所長研修が、横浜市の「子どもの虹情報研修センター」で行われ、私も参加しました。非行問題など従来の児童相談事例などもカリキュラムの中に組み込まれてはいたものの、内容としては圧倒的に「児童虐待相談の今日的状況の分析と、その問題への児童相談所としての関わりのある方」が多くを占めていました。

親が養育責任を果たさず中学生が餓死寸前になって発見・保護されたあの「岸和田事件」に代表される困難事例に直面した児童相談所の所長OBや大学等の研究者から、その対処の経緯や課題について具体的に学んだのですが、前期3日間の日程を終えた私と同年代の所長の多くは、まさに疲労こんぱいといった面持ちでした。内容が濃く、体力的にもきつかったのですが、研修を通して「児童虐待」問題の根深さを改めて感じる一方で、自らの社会的責任の重さをこれまで以上に思い知らされた結果が、より精神的疲労感を強めたのだと考えました。

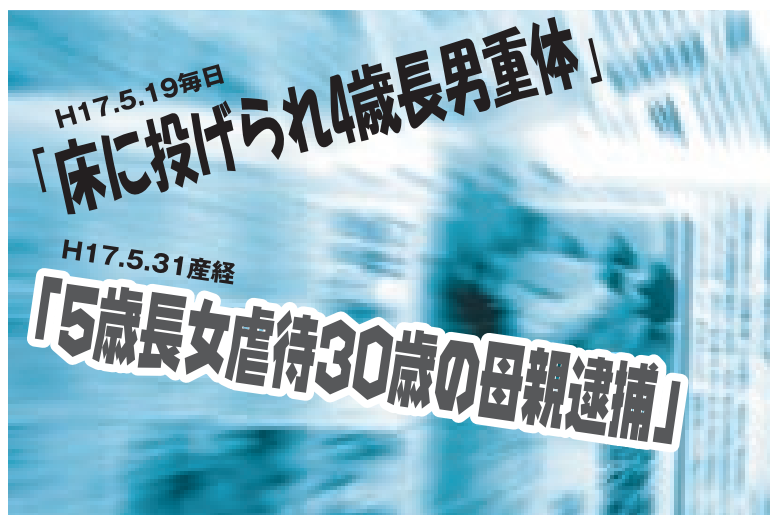
萩・石見空港へ帰るべく足取りも重いままに、羽田空港の搭乗口ビーまで辿り着いたその時、胸ポケットの携帯電話が鳴りました。

「1800gに満たない低体重出生の新生児を連れた女性が、病院を退院してから全く受診しないまま、行方不明となっていると通告を受けました。ネグレクト（＝養育の放棄・拒否）の疑いが濃いと思われ、母子ともどもの安否が気がかりです」

緊急連絡をしてきた相談支援グループ課長に迅速に所を

あげて対応するよう伝え飛行機に乗ったのですが、帰所後、益田保健所、益田市役所とともに、益田警察署の協力も得て、どうにか母親を発見。新生児の無事を確認し受診の約束を得てようやく非常態勢を解いたのは、その日の夜になっていました。

このような児童相談所の児童虐待問題への関わりについて、社会の皆さんの認識が深まりつつある中で、私どもにも「児童虐待について話をしたい」という要請をよくいただきます。それは、例えば町村の婦人会の会合の場であったり、学校のPTA研修会あるいは学校教職員の学習会など広範囲にわたります。依頼を受けるようになった初めのうちは「児童虐待をただセンセーショナルに取り上げるのではなく、どういう風に話を展開すると、その提起す



る家族病理や社会の抱える問題にまで気づいていただくことにつながるのだろうか」と、力不足を痛感しつつ私なりに工夫もしたつもりでした。ところが、だんだんその機会が増えるにつれ、話している自分だけはわかったような気分になり、当初の真剣さがどこか後退していくように自ら感じていました。

まさにそんな時に冒頭に記したように「児童虐待の問題を人権・同和教育の視点から語るように」という依頼を受けたわけです。この後続いて鹿足郡の小中学校教職員研修会からも同じ趣旨でお話をいただきました。そんな折、私自身が一つの機会に恵まれました。本年1月12日、益田市総合福祉センターで『いのち響きあって～AIDS（エイズ）を通して人権と共生を考える』というテーマで「HIVと人権情報センター」理事長・五島真理為さんの講演が行われたのです。その中で五島さんは、HIVへの冷た

虐待」について考える

島根県益田児童相談所
所長 安田 朝行

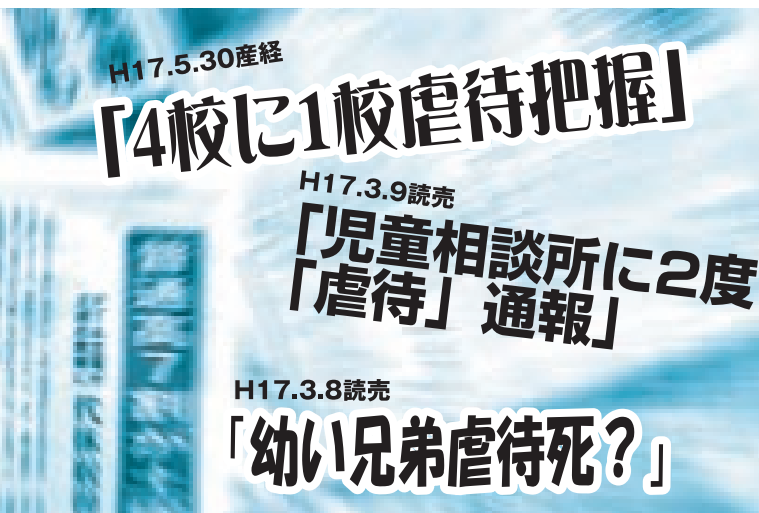
く厳しい社会の目について触れ、偏見のため社会から締め出されようとする人々の状況を生々しく報告の上、「人権を守るということは、その人の社会的生命を守るということなのです」と、確信を持って語られました。私はハッとしました。私自身職務上は言うまでもなく自らの生き方としても「人権」というものを大切に考え、それを守ることを指針としてきたつもりでいました。しかし、それが本当に自分のものとなっていたのかどうか、この時自分自身揺らぐものがありました。五島さんの自らも難病に侵された身体を必死で支え、声を絞り出すようにして語られた「人権を守る」ことの定義を聞き、恥ずかしながら初めて心から納得することができたのです。

島根県全体では03年度に児童虐待事例として認定した

そうすると、児童相談所の現場では「とにかく手遅れになってはならない」との思いから対処療法に追われるあまり「なぜ、その家庭に介入するのか？」という原点が忘れてしまっているのかもしれない。少なくとも私自身がそうなのだということに五島さんのお話を聞いて、改めて気づいたのです。

益田児童相談所へ赴任して以来、私には一つ不思議に思うことがありました。それは「性的虐待」の被害にあっている子ども自身が、例えばその学校の養護教諭などを通じてSOSのサインを発し、その結果、児童相談所が事実を把握するような事例が続いたことなのです。家庭という密室で行われ、実の父や兄から受ける非道な行為の意味さえよくわからない子どもたちがその被害者の立場に立つことが多いという「性的虐待」の特質から、従来、問題が顕在化すること自体が稀とされています。しばらくその背景がわからずにいた私も、児童虐待について講師役を頼まれるにあたり、「人権・同和教育の視点から語って欲しい」と要請されることが重なるにつれ、一つの答えらしきものを見つけつつあります。「益田地区は市人権センターを中心に学校も含めて、人権・同和教育にしっかり取り組もうとしている土地柄なのだ。その地道な実践の成果の一つが、子どもたちが我が身に降りかかった理不尽な出来事に対し、NOと言えることにつながったのではないかと。また、それを受け止めることのできる社会をつくりつつあるということなのでは」と。

当初はザワザワとしていた益田産業高校3年生の一人一人が、やがてこちらへ真剣な眼差しを向けた特別授業当日の様子を思い出し、「児童虐待」への対処に、島根県の4児童相談所も地域の皆さん方と力を合わせて全力で取り組まねばならないと、改めて強く感じている次第です。



のは、119件でしたが、04年度は177件と大きく増えました。こうした情勢下で児童相談所は、その一つ一つの事例に対応することで精一杯となっています。残念なことに、関係機関が虐待の懸念を抱きながら、有効な手だてを尽くさない間に死亡するという痛ましい事件も起こっています。

○島根県は、子どもや、子育て中の方のための電話相談事業を実施しています。出かける必要もなく、名前を伏せて相談することもできます。お話を伺い、一緒に考えます



子どもと家庭電話相談室



フリーダイヤル 電話 0120-25-8641
FAX 0120-87-4112

●相談日・受付時間 毎日 午前9時～午後9時30分まで
(祝日・12月29日～1月3日はお休みです)

虐待から子どもを守るために－島根県の児童虐待相談の状況－

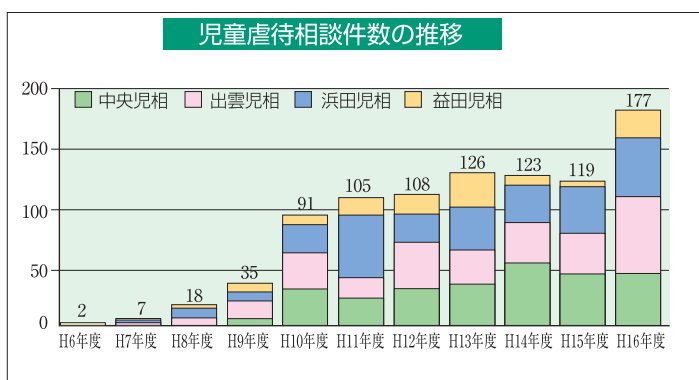
すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。－児童福祉法第1条－

1. 「児童虐待相談」が増えています

県内の児童相談所で受けた「児童虐待相談」は、この10年間で大幅に増加しています。

【増加の背景】

- ①児童虐待への意識が高まり、これまで「しつけ」だとして見逃されていた子どもへの虐待が相談に結びつくようになったこと
- ②子育てにストレスを感じる親が増え、そのストレスが弱い立場の子どもに向けられやすくなったこと など



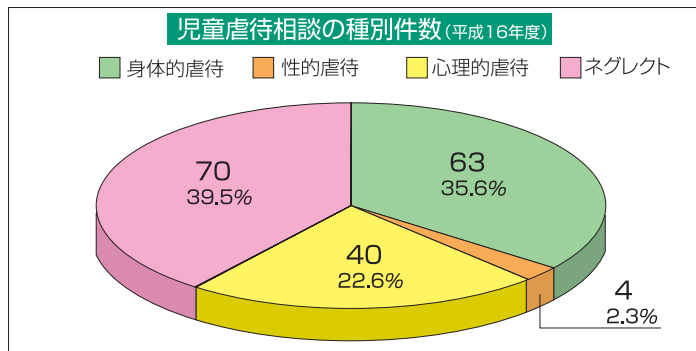
しかし、この数字はあくまで児童相談所に相談があった件数にすぎず、誰にも知られずつらい思いをしている子どもはもっと多いものと思われます。

2. 児童虐待ってなに？

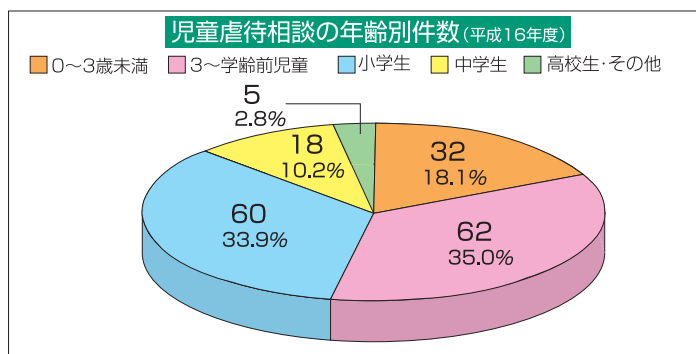
虐待と聞くと、殴られたり叩かれたりというイメージが強いかも知れませんが、食事も与えられず、病気になるでも放っておかれ(ネグレクト)、日々怒鳴られ、バカにされる(心理的虐待)などの行為も、子どもの人権を侵害し、子どもの心に深い傷を残します。

【児童虐待の分類】

- ①身体的虐待…子どもの体を傷つけたり、または、傷つく恐れのある暴行を加えること
- ②性的虐待…子どもにわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること
- ③心理的虐待…子どもに対する著しい暴言や拒絶的対応、子どもの目前での配偶者暴力など
- ④ネグレクト…子どもの心身の発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など



虐待を受けた子どもを年齢別に見ると、就学前が過半数を占めています。虐待は、抵抗する力が弱く、権利を主張できない子どもたちに向かいやすいと言えます。



3. 児童虐待を防ぐ地域づくり

虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。

自らを守ることができない子どもに代わって、地域ぐるみで子どもの人権を守ることが大切です。

そのためには、子育ての責任と負担を親だけが背負うのではなく、地域ぐるみで子育て家庭を支え、子どもとその親を虐待から守る意識をもつことが必要です。

どこにも相談できずにつらい思いをしている親があなたの身近にいるかもしれません。日頃からの声かけなど、できることから始めましょう。

4. 子どもの命を救う通告

「児童虐待防止法」では、虐待の通告は国民の義務とされています。何よりも、虐待から子どもの命を守るために、虐待が疑われる場合には、児童相談所又は市町村に相談してください。

中央児童相談所 0852-21-3168
 隠岐相談室 08512-2-9810
 出雲児童相談所 0853-21-0007

浜田児童相談所 0855-28-3560
 益田児童相談所 0856-22-0083

人権問題に関する県民意識調査について

昨年度、県民の皆様のさまざまな人権に関する意識の現状を調査、分析し、今後の人権施策のあり方・方向性等の参考とするため「人権問題に関する県民意識調査」を実施しました。その中から、子どもの人権に関する主な概要をお知らせします。

(1) 調査の方法

- ①調査地域 島根県内全域
- ②調査対象 20歳以上の男女個人
- ③調査期間 平成16年(2004年)7月28日～8月11日

(2) 回収結果

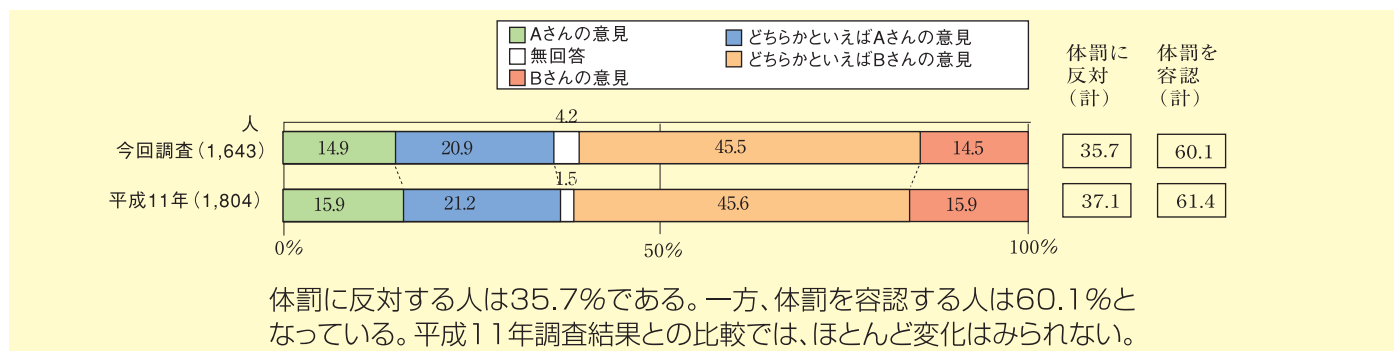
標本数 3,000 有効回収数(率) 1,643(54.8%)

1. 学校での体罰

問 学校での体罰について、AさんとBさん2人の意見が次のように分けられました。あなたの考えはどちらに近いですか。(○は1つ)

[Aさんの意見] = 教師はいかなる理由があろうとも、生徒・児童に体罰を加えるべきでない。

[Bさんの意見] = 教育的見地からなら、教師が生徒・児童に体罰を加えることがあってもよい。

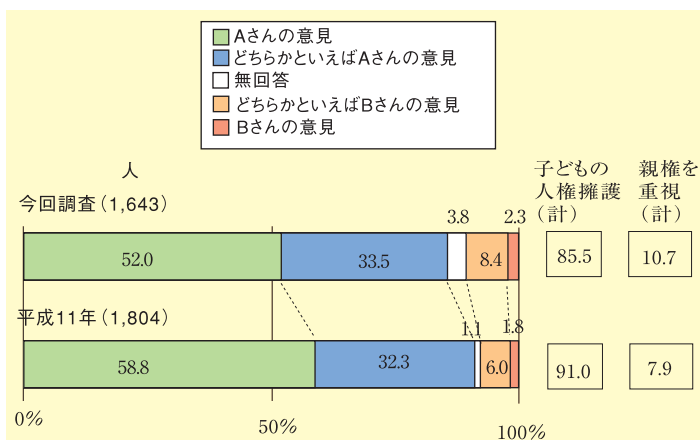


2. 子ども宛の手紙を親が開封すること

問 親が子ども宛に来た手紙を勝手に開封することについて、AさんとBさん2人の意見が次のように分けられました。あなたの考えはどちらに近いですか。(○は1つ)

[Aさんの意見] = 親とはいえ、勝手に手紙を開封することは子どもへの人権侵害である。

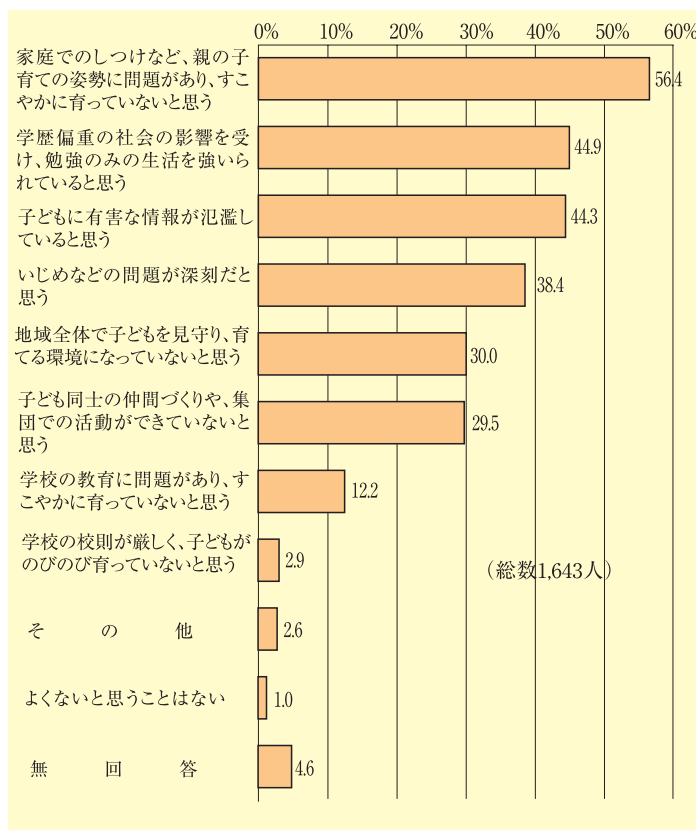
[Bさんの意見] = 親は子ども宛の手紙を勝手に開封することがあってもよい。



子どもの人権を擁護する人は85.5%である。一方、親権を重視する人は10.7%となっている。平成11年調査結果と比較すると、子どもの人権を擁護する人の割合は6ポイント減少している。

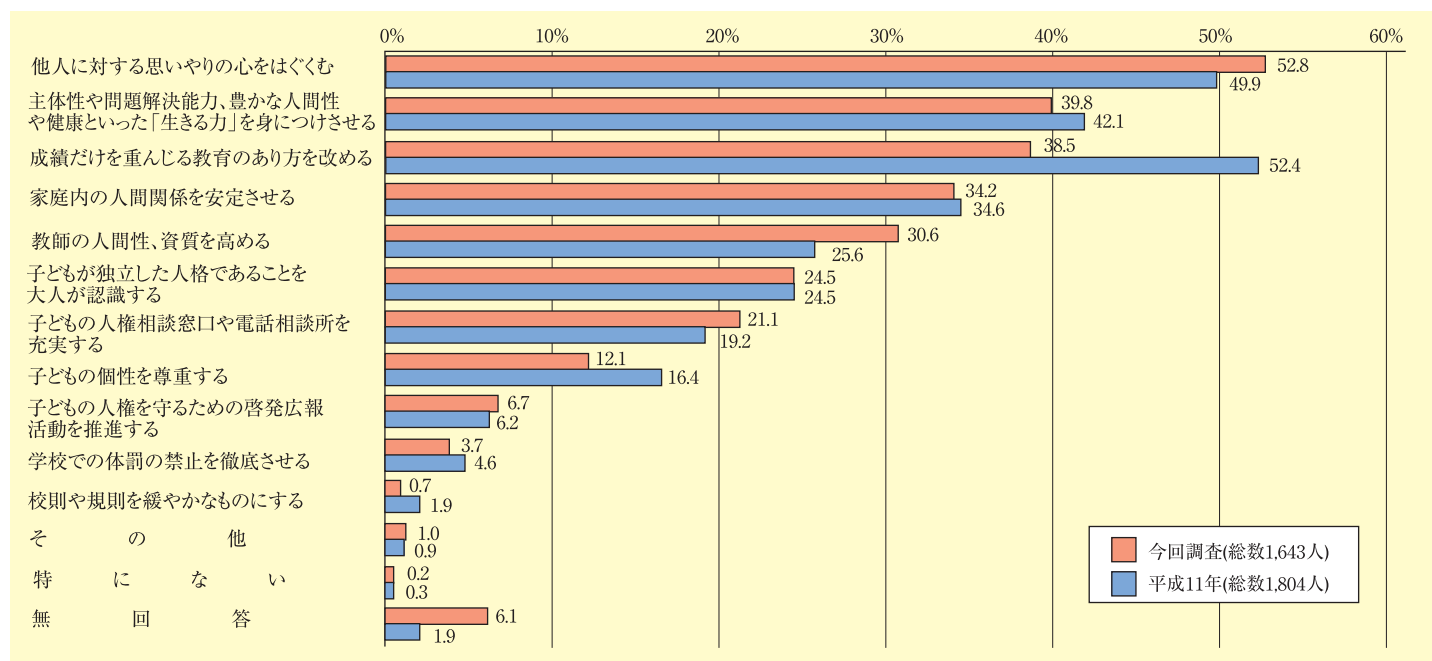
3. 子どもを取り巻く環境でよくないと思うもの

問 子どもを取り巻く環境について、よくないと思うことは何ですか。あなたの子どもに限定せず、社会全体のこととして、3つ以内でお答えください。(○は3つまで)



4.子どもの人権を守るために必要なこと

問 子どもの人権を守るのに必要なことはどのようなことだと思いますか。この中から3つ以内でお答えください。(〇は3つまで)



人権あれこれ

～なぜ「子どもの権利」なのか～

私たちは、「子どもの権利」について、どこまで具体的に知っているのでしょうか。そして、子どもたちに、どこまで「子どもの権利」を伝えているのでしょうか。

「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」と略します)が国連で1989(平成元)年に採択され、日本で1994(平成6)年に発効していますが、少なくとも、いま子どもたちに、「自分の権利はどういうものですか?」「それはどのように守られますか?」「自分の権利を行使できますか?」と問いかけたときに、ほとんどの子どもたちは答えられません。

また、おとなたちの間には、子どもに「権利」を教えることは「わがまますを助長する」「自己中心になる」などという意見が根強くあります。けれどもそれは、権利・人権が、人間として価値や尊厳を持って生きていく上で不可欠なものであるということ、あるいは自分の権利を自覚することが他人の権利を尊重

することにもつながるといったことなどを見落としていないからではないでしょうか。なによりも、子どもたちが自分たちの「権利」に気づく機会をつくることが重要であり、自分の意見や行動が「わがまま」なのか、「権利の主張・行使」なのかを見極めて判断する力こそが、子どもたちに、そしておとなたちに必要です。

おとなが子どもの意見や行動を制約するばかりで、子どもの権利行使を支援しなければ、いつまでたっても子どもは権利の主体として自立できません。自分が人間として尊重されていることに気づき、権利を理解し身につけていけるような「人間関係」をつくるのが、子どもの成長や自立を促すことになるでしょう。子どもの権利を保障することは、豊かな子ども時代を保障することにつながり、子ども同士そして子どもとおとなの良い関係づくりに貢献できるでしょう。

出典: (財)人権教育啓発推進センター
人権啓発パンフレット「子どもの権利」

人権啓発ポスターを募集しています。

■募集期間

5月～9月9日まで

■募集区分

- ・小学校の部
- ・中学校の部
- ・高校・一般の部

■表彰

- 最優秀賞 各部門1点
- 優 秀 賞 各部門2点
- 入 選 各部門10点



(平成16年度・中学生の部)



(平成16年度・小学生の部)

「ヒューマンフェスタ 2005」を開催します。

■テ ー マ 「育てよう 一人ひとりの 人権意識」

■開催日時 平成17年10月29日(土) 10:00～16:00

■開催場所 ビッグハート出雲(出雲市)

■内 容

講 演 石井めぐみさん

人権啓発パネル展示

人権啓発ビデオ上映

ワールドステージ

フリーマーケット

交流体験ワークショップ

クイズラリー

屋台村



(平成16年度)



(平成16年度)

「人権週間」について

1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択されました。その日を記念し、国際連合は、毎年この12月10日を「人権デー」として、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するように呼びかけています。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、講演会の開催や街頭啓発など、全国的な啓発活動が展開されています。

「人権相談窓口」 を開設します。

人権啓発推進センターでは、最近の人権問題に対応するため人権相談窓口を開設します。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

相 談 開 始 平成17年10月3日(月曜日)より

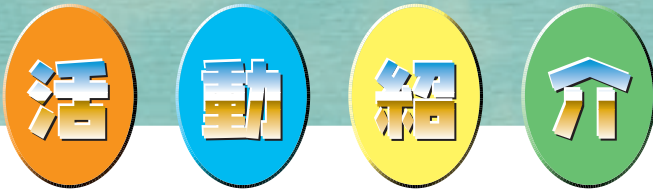
相 談 日 時 月～金曜日 9:00～17:00
(電話・面談) (土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日まではお休みです)

相 談 方 法 電話・面談・手紙・Eメール

電 話 番 号 0852-22-7701

E メ ー ル センターのホームページからアクセスしてください

ホームページ <http://www.pref.shimane.jp/section/jinken/>



島根CAP

島田ひとみ

最近、子どもが被害者や加害者になる事件があとを絶たず、島根県内でも不審者情報や虐待、いじめ等、連日のように胸が痛くなる報道が続いています。こうした状況に対し、私たち大人は何をしたらいいのか、何かできることはないのか、そう考えていたメンバーがCAP(キャップ)という活動に出会って約10年、2002年12月に島根CAPIは発足しました。

CAPはChild Assault Preventionという英語の頭文字をとったもので、「子どもへの暴力防止」と訳されています。わかりやすい人権概念をもとに、子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力などの、安心して自信を持って自由に生きる権利(人権)を奪う行為=暴力に対し、何ができるかを、子どもだけでなく、保護者、教職員、地域の人々と一緒に考え、伝えていくプログラムです。実際には、学校や幼稚園、保育所等での出前講座のようなスタイルで行われます。

プログラムは、ロールプレイを取り入れ、分かりやすく楽しく理解できる構成になっており、年齢に応じ、歌や人形劇、グループトーク等も取り入れたバラエティ豊かなものです。“暴力”というテーマについて、恐さが残らないように子どもたちに考えてもらう配慮が随所にちりばめられています。

CAPの活動が特徴的なのは、プログラムを受ける子どもたちとは、普段は何の利害関係もない一人のおじさん、おばさん、お兄さん、お姉さんとして、子どもたちに「あなたはとても大事な人間だよ」というメッセージを届けるということ。特に、暴力被害にあって、周囲の大人への信頼を築けない状況の子どもたちにとって、もう



一度、周囲との関係を築き直そうとするきっかけづくりに大きな力があります。

また、子どものエンパワメントに重点を置いているので、禁忌事項を連ねた禁止教育ではなく、どんな状況下でも自分にできることはないか、ということを考える内容になっているので、「できることが何も無い」恐怖や不安から解放され、自ら問題に取り組もうとする意欲が湧いてくることもこのプログラムの大きなメリットです。

子どもを巻き込む暴力事件が増加している現在、プログラム実施依頼は増加の一途ですが、プログラム提供できるCAPスペシャリストが不足しています。NPO法人CAPセンター・JAPANが実施する所定の養成講座を修了すれば誰でもなることができます。今秋、島根県でも養成講座が実施されることになりました。ぜひたくさんの方に受講していただき、島根での子どもへの暴力防止の活動に参加していただくことを願っています。詳細は当会へお問い合わせください。

連絡先

島根CAP 代表 原正子

〒690-0011

松江市東津田町1688-16

TEL:0852-24-7400

人権啓発推進センターのご案内

開館時間／9:00～17:00

休館日／土曜・日曜・祝日・年末年始

住所／〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁第2分庁舎1F)

お問い合わせ TEL0852-22-6476 / FAX0852-22-9674

E-mail doutai@pref.shimane.jp

ホームページ：<http://www.pref.shimane.jp/section/jinken/>

※ホームページでもいろいろな情報を閲覧できます。ご利用ください。

